

ガイドラインの事例に関する一考察

白木 賢信
(東京家政大学)

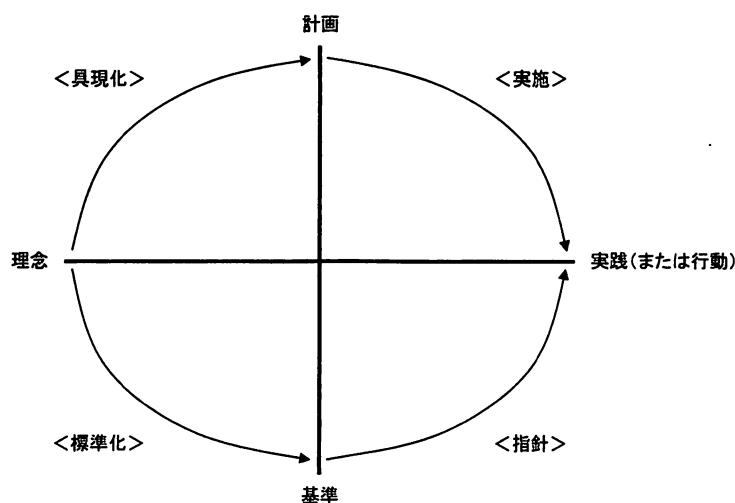
1. はじめに

現在、生涯学習分野のみならずさまざまな分野でガイドラインが設けられているが、本稿は、そのようなガイドライン事例についての検討結果を提示しようとするもので、白木賢信「他分野におけるガイドラインの事例」(生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、平成 22 年 5 月 7 日) およびそこでの議論の内容をまとめたものである。

検討にあたっては、上記検討委員会(平成 22 年 5 月 7 日)において、山本恒夫会員からガイドライン類型化のための枠組が口頭で提示されたので、今回はその枠組を用いながら若干の事例についての特徴を検討することにした。なお枠組内の名称は仮のものである。

2. ガイドライン類型化のための枠組

山本恒夫会員によるとガイドラインが必要とされる理念から実践(または行動、以下「実践」と表記)に至る過程には 2 種類あると考えられ、それらを図(ガイドライン類型化のための枠組)で説明すると、理念から計画を経て実践に至る過程(図上部)と、理念から基準を経て実践に至る過程(図下部)である。



注 各種ガイドラインの目的は<>で、それぞれのガイドラインは図中の矢印部分の過程で適用されると考えられる。

図 ガイドライン類型化のための枠組

図上部の理念から計画を経て実践に至る過程には、理念から計画と、計画から実践の過程の 2 種類に分かれると考えられる。理念から計画への過程で適用されるガイドラインは「理念の具現化のためのガイドライン」（図中では＜具現化＞の矢印）であり、計画から実践への過程で適用されるガイドラインは「計画実施のためのガイドライン」（図中では＜実施＞の矢印）ということになる。

図下部の理念から基準を経て実践に至る過程には、理念から基準と、基準から実践の過程の 2 種類に分かれると考えられる。理念から基準への過程で適用されるガイドラインは「標準化のためのガイドライン」（図中では＜標準化＞の矢印）であり、基準から実践への過程で適用されるガイドラインは「実施への指針となるガイドライン」（図中では＜指針＞の矢印）ということになる。

3. 枠組を用いた事例の検討

ここでは上記枠組に従い、「理念の具現化のためのガイドライン」「計画実施のためのガイドライン」「標準化のためのガイドライン」「実施への指針となるガイドライン」に相当すると思われる若干の事例を挙げながら、それぞれの特徴を検討することにしよう。

(1) 理念の具現化のためのガイドライン

理念の具現化のためのガイドラインについては、生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会にあって検討が重ねられているが¹⁾、その他の分野では、例えば経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業ガイドライン」が挙げられる。ここでは、加盟国及びこれを支持する諸国において事業を行う多国籍企業、あるいは OECD 加盟国及び指針を支持する諸国出身の多国籍企業に対する政府の勧告を行うために上記のガイドラインが用いられている²⁾。その他、企業が自社の企業憲章を具現化（例：行動指針、行動規範など）するためのガイドラインもここに含まれるであろう³⁾。

(2) 計画実施のためのガイドライン

計画実施のためのガイドラインについても、生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会で検討されているが⁴⁾、その他、例えば厚生労働省「新型インフルエンザ対策ガイドライン」では上記対策の各分野における対策内容、実施方法、関係者の役割分担等を明記しようとするもので、ここに含まれるガイドラインの 1 つであると考えられる⁵⁾。

(3) 標準化のためのガイドライン

ここでいう標準化については、さまざまなものが考えられるが、近年飛躍的に普及してきている 3D（主に 3 次元映像）の開発を例に挙げると、ここでは人体への安全性や快適性などの立場から 3D 機器等の標準化が求められてきている。それについて、例えば（独）産業技術総合研究所からは「人に優しい 3D のためのガイドライン」が出されており⁶⁾、そこでは 3D 機器やそれを用いた環境設定にかかわる下記項目のガイドラインが提示されている。

- ・視聴者と使用環境（立体視成立の確認、逆視防止のための確認、視聴姿勢、視聴位置、視聴時間、低年齢層への配慮、視聴者への注意喚起など）

- ・機器開発（開散方向の視差制限、快適視差範囲、融合限界、ディスプレイ・サイズと視差、カメラ撮影、カメラの同期など）
- ・映像ソフト（コンテンツ）制作（クロストーク、時分割表示方式の推奨周波数など）

生涯学習分野にあつては学習成果の評価・認証のための基準作りに向けた検討の中で行われている⁷⁾。この標準化のためのガイドラインについては、文部科学省検定試験の評価の在り方に関する有識者会議から『「検定試験の評価ガイドライン（試案）」について（検討のまとめ）』（平成 22 年 6 月）などで検討が重ねられている。

（4）実施への指針となるガイドライン

実施への指針となるガイドラインは、国際水準や公平性を保つため今後増えてくると予想されるガイドラインであると考えられ、例えば国際スケート連盟 ISU「フィギュアスケート GOE ガイドライン」がその 1 つであろう⁸⁾。

なお生涯学習分野にあつては、今のところ明確なものは見当たらないように思われるが、上記(3)で指摘した学習成果の評価・認証のための基準作りに向けた検討の中で分化されたものがいずれこちらに入ってくるのではないかと考えられる。

4. おわりに

今回は前掲の枠組をもとに、各種ガイドラインを 4 つに類型化し、事例を挙げながらその特徴の検討を行ってきた。但し、なお未分化の事例も残っている可能性もあるため、それについては引き続き検討を加えていきながら、生涯学習分野における各種ガイドラインの検討を行っていく必要があるように思われる。

注

- 1) 山本恒夫「ガイドライン作成における「共通式」の活用」（生涯学習振興ガイドラインモデル開発検討委員会、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、平成 21 年 10 月 9 日）など。
- 2) http://www.oecd.org/document/28/0,2340,en_2649_34889_2397532_1_1_1_1,00.html および http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/tkk_sisin.html など（平成 22 年 5 月 7 日参照）。なお、この「多国籍企業ガイドライン」には法的拘束力はなく、企業の社会的責任を求めるもので、OECD 加盟国内外の諸国において任意で遵守するものであるとされている。
- 3) 例えば、日本 IBM「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」
<http://www-06.ibm.com/jp/ibm/bcg/>
http://www-06.ibm.com/jp/ibm/bcg/i/bcg_2010.pdf
（株）ロイヤルホールディングス「行動ガイドライン」
<http://www.royal-holdings.co.jp/co/conduct/guideline.html> など（いずれも平成 22 年 5 月 7 日参照）。
- 4) 前掲発表 1)。
- 5) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html> および <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217gaiyou.pdf> など（平成 22 年 5 月 7

日参照)。

- 6) http://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2010/pr20100419/pr20100419.html および http://home.jeita.or.jp/ce/report/3D_GL_Shian.pdf など (平成 22 年 5 月 7 日参照)。
- 7) 例えば、急増する資格や検定の信頼性を保証する第三者認証機関として設立された一般財団法人資格標準化機構における活動はその 1 つであると考えられる (<http://www.shikaku.or.jp/index.html>、平成 22 年 9 月 12 日参照)。
- 8) <http://www.isu.org/vsite/vtrial/page/home/0,11065,4844-128590-129898-19296-68634-custom-item,00.html>
<http://www.skatingjapan.jp/data/fs/pdfs/comm/comm1557j.pdf>
<http://www.geocities.co.jp/Athlete-Athene/9074/> (個人のウェブページ) (いずれも平成 22 年 5 月 7 日参照)。なお GOE (Grade of Execution) とは、フィギュアスケート演技における各要素 (ジャンプ、スピンなど) の採点時に付ける各要素のできばえのことである。